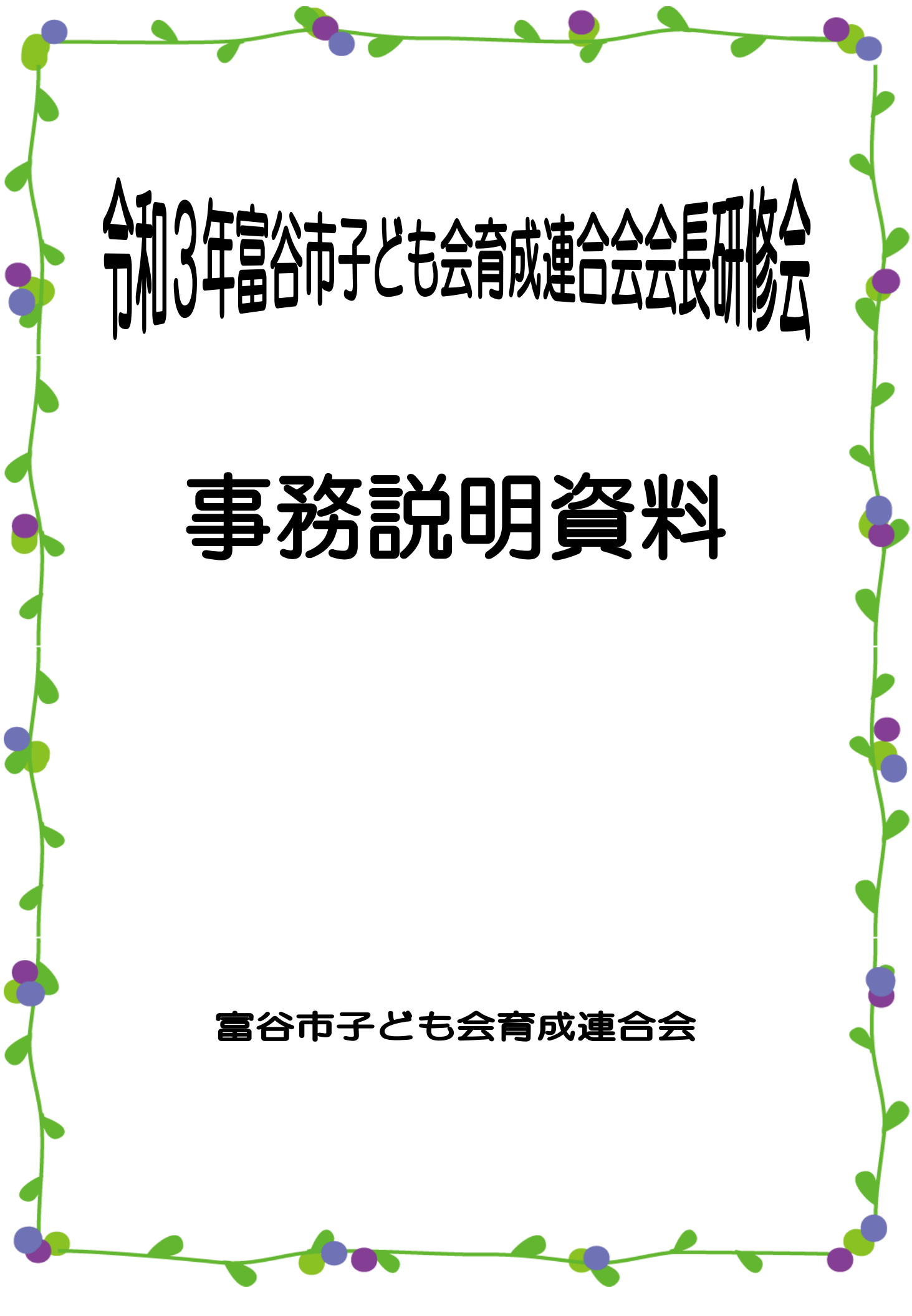




令和3年富谷市子ども会育成連合会会長研修会

事務説明資料

富谷市子ども会育成連合会

目 次

- 1 単位子ども会への富谷市子ども会育成連合会補助金について・・・P1
- 2 全国子ども会安全共済会について・・・P1
 - (1) 全国子ども会安全共済会について・・・P1
 - (2) 全国子ども会安全共済会加入対象者について・・・P1
 - (3) 全国子ども会安全共済会加入関係経費について・・・P2
 - (4) 全国子ども会安全共済会加入手続きについて・・・P3
 - (5) 全国子ども会安全共済会加入者の転入・転出・転居について・・・P5
 - (6) 全国子ども会安全共済会加入者の氏名変更について・・・P6
 - (7) 単位子ども会育成会会長の変更について・・・P6
 - (8) 全国子ども会安全共済会加入申込みのフォロー・・・P7
 - (9) 医療共済金について・・・P8～P11
 - (10) 子ども会賠償責任保険について・・・P12～P16
 - (11) 子ども会加入のお知らせ方法（提案）について・・・P17
- 3 ジュニア・リーダー派遣要請について・・・P18～P22

1 単位子ども会への富谷市子ども会育成連合会補助金について

1 団体あたりの補助金額

7,000円（均等割）＋子ども会員数×100円（会員割）となります。

【補助金額積算のための「子ども会員数」の確認】

4月下旬頃に、会長あて文書で依頼いたします。同封する様式に「子ども会員数」等を記入し、返送してください。

※ 補助金申請手続きにつきましては、令和3年度富谷市子ども会育成連合会総会時に説明する予定です。

2 全国子ども会安全共済会について

（1）全国子ども会安全共済会について（詳細は別添チラシ参照）

子ども会活動中（年間行事計画書に記載した行事）に、加入者が負ったケガや病気その他、誤って第三者にケガを負わせてしまったり、物を壊したりしたときも補償を受けることができます。

※ 医療共済金について

子ども会会員、指導者及び育成者が子ども会活動中に負傷し、医療機関で治療等を受けた場合、健康保険等を適用した医療費総額の30%が、全国子ども会安全共済会から医療共済金として支給されます。ただし、医療共済金が1,000円以下の場合は、医療共済金は支給されません。

※ 市のこども医療助成制度により、窓口負担が発生しない場合でも、医療共済金は支給されます。

例1)

医療費総額が4,000円で、窓口負担（3割の場合）1,200円の場合。

- ・ 医療共済金は、1,200円になります。

例2)

医療費総額が3,334円未満で、窓口負担（3割の場合）1,000円以下の場合

- ・ 医療共済金は支給されません。

（2）全国子ども会安全共済会加入対象者について

子ども会員及び指導者、育成者が対象になります。

※ 子ども会員とは、0歳児から高校生までです。ただし、未就学児の加入条件としては、保護者が同時に加入することが必要で、特に就学前3年以下の幼児が行事に参加する場合は、加入している保護者、祖父母、又は親族が子ども会行事に同伴することが必要です。

※ 指導者とは、20歳以上の者で、育成者を指導する者です。

※ 育成者とは、子ども会員の保護者となります。

※ 全国子ども会安全共済会は、任意加入となります。

(3) 全国子ども会安全共済会加入関係経費について

① 全国子ども会安全共済掛金…50円

※ 10月1日以降加入の場合は、40円となります。

② 全国子ども会連合会運営費…20円

③ 宮城県子ども会育成連合会共済事業運営費…50円

④ 宮城県子ども会育成連合会費（富谷市子ども会育成連合会負担金）…130円

①～④を合わせた250円が、全国子ども会安全共済会加入関係費（一人当たり）となります。ただし、10月1日以降加入の場合は240円です。

※ 富谷市子ども会育成連合会負担金について

単位子ども会は、本会運営のため、負担金を納入しなければならない。

（「富谷市子ども会育成連合会会則 八. 負担金」の規定により。）

1 団体あたりの負担金額

子ども会員数及び育成者数×130円となります。

※ 納入いただいた負担金は、宮城県子ども会育成連合会費となります。

安全共済会加入時以外にも、以下のような場合に負担金をいただきます。

【安全共済会に加入しない場合】

負担金額を差し引いた補助金を交付する形で、負担金130円をいただきます。

【仙台市または他県から転入された場合】

旧所属団体で安全共済会に加入していても、宮城県子ども会育成連合会加入につき、改めて負担金をいただきます。

(4) 全国子ども会安全共済会加入手続きについて

① 4月1日から適用になるためには

※ 5月18日（火）までに、加入手続き書類を提出することが必要です。

※ 補償期間は、令和3年4月1日0時より令和4年3月31日24時までの一年間
（ただし、子ども会賠償責任保険は、令和3年4月1日16時から令和4年4月1日16時までです。）

イ) 提出書類

- ・ 加入申込書（〈共済様式〉加入－1 1）……3枚複写【様式集 P2】
- ・ 加入者名簿2（〈共済様式〉加入－1 2）……3枚複写【様式集 P4】
- ・ 年間行事計画書（〈共済様式〉加入－1 3）…3枚複写【様式集 P6】

ロ) 全国子ども会安全共済会加入関係経費

加入申込書に記入した人数×250円になります。

ハ) 申込期限：令和3年4月1日（木）～5月18日（火）

※ 平日の9時～17時に手続き願います。

二) 申込場所：下記のとおりです。

子 ども 会 育 成 会 名 (子ども会育成会一覧表(P23)を参考)	申 込 場 所
一覧表No.1「町上ひまわり子ども会育成会」～ No.14「ひより台二丁目子ども会育成会」まで	生涯学習課
No.15「さくら第1子ども会育成会」～ No.21「上桜木子ども会育成会」まで	富ヶ丘公民館
No.22「東向陽台一丁目ひばり子ども会育成会」～ No.31「明石台七丁目レインボー子ども会育成会」まで	東向陽台公民館
No.32「熊谷子ども会育成会」～ No.38「大清水東子ども会育成会」まで	あけの平公民館
No.39「日吉台一丁目はつらつ子ども会育成会」～ No.40「日吉台2丁目子ども会育成会」まで	日吉台公民館
No.43「成田第一ゆり子ども会育成会」～ No.52「成田五丁目すずらん子ども会育成会」まで	成 田 公 民 館

② 5月18日（火）以降の加入手続きについて

※ 随時、手続き可能です。ただし、適用開始は、宮城県子ども会育成連合会に加入関係経費が振り込まれた翌日午前0時からとなります。

※ 振り込まれるまで日数がかかるため、遅くとも行事のある2週間前までに手続きをお願いします。

イ) 提出書類

- ・ 加入申込書（〈共済様式〉加入－１１）……………３枚複写【様式集 P2】
- ・ 加入者名簿２（〈共済様式〉加入－１２）……………３枚複写【様式集 P4】
- ・ 年間行事計画書（〈共済様式〉加入－１３）…３枚複写【様式集 P6】

ロ) 全国子ども会安全共済会加入関係経費

加入申込書に記入した人数×２５０円になります。

※ １０月１日以降は２４０円（一人当たり）です。

ハ) 申込場所：生涯学習課、最寄りの公民館（富谷中央公民館を除く）

【注意事項】

- ① 「年間行事計画書」により報告のない行事等で事故が起きた場合は、共済金や賠償金の支払いはありません。
年度途中で、行事等の実施日の変更や追加があった場合は、その都度、変更後の計画を「年間行事計画書」により富谷市子ども会育成連合会に、必ず報告願います。
- ② 加入申込書、年間行事計画書の控えは、大切に保管してください。

(5) 全国子ども会安全共済会加入者の転入・転出・転居について

① 転入

※ 県内の他市町村または他県から富谷市に来られた方が、対象です。

※ 旧所属団体での全国子ども会安全共済会加入の有無により手続きが異なるため、転入が分かり次第、生涯学習課まで確認の連絡をお願いします。

【旧所属団体で、全国子ども会安全共済会に加入していない場合】

イ) 提出書類

- ・ 加入申込書（〈共済様式〉加入－１１）……３枚複写【様式集 P2】
- ・ 加入者名簿２（〈共済様式〉加入－１２）…３枚複写【様式集 P4】

ロ) 全国子ども会安全共済会加入関係経費

転入する人数×２５０円になります。

※ １０月１日以降は２４０円（一人当たり）です。

ハ) 提出場所：生涯学習課、最寄りの公民館（富谷中央公民館を除く）

【旧所属団体で、全国子ども会安全共済会に加入している場合】

◆ 仙台市を除く県内からの転入

イ) 提出書類

- ・ 変更届（〈共済様式〉加入－２２）【様式集 P8】

ロ) 提出場所：生涯学習課、最寄りの公民館（富谷中央公民館を除く）

◆ 仙台市または他県からの転入

イ) 提出書類

- ・ 変更届（〈共済様式〉加入－２２）【様式集 P8】

ロ) 全国子ども会安全共済会加入関係経費

加入関係費のうち、④宮城県子ども会育成連合会費（富谷市子ども会育成連合会負担金）１３０円×転入する人数が必要となります。

ハ) 提出場所：生涯学習課、最寄りの公民館（富谷中央公民館を除く）

② 転出

手続きの必要はありません。

③ 転居

※ 富谷市内で異動した方が対象です。

【所属している子ども会が変わらない場合】

手続きは不要です。

【所属している子ども会が変わる場合】

旧子ども会 … 手続きの必要はありません。

新子ども会 … 転入と同様の手続きが必要です。

(6) 全国子ども会安全共済会加入者の氏名変更について

イ) 提出書類

- ・ 変更届（〈共済様式〉加入一２１）【様式集 P8】

ロ) 提出場所：生涯学習課または最寄りの公民館（富谷中央公民館を除く）

(7) 単位子ども会育成会会長の変更について

イ) 提出書類

- ・ 変更届（〈共済様式〉加入一２１）【様式集 P8】

ロ) 提出場所：生涯学習課または最寄りの公民館（富谷中央公民館を除く）

子ども会として初めての申込み



①加入申込書1 ②加入申込書2 (①に書ききれない場合) ③年間行事計画書 ④加入人数×250円

子ども会として2回目以降の申込み (追加加入)



①加入申込書1 ②加入申込書2 (①に書ききれない場合) ③加入人数×250円

【250円の内訳】 ※10/1以降加入の場合は240円

- (1) 全国子ども会安全共済掛金…50円 ※10/1以降加入の場合は40円
- (2) 全国子ども会連合会運営費…20円
- (3) 宮城県子ども会育成連合会共済事業運営費…50円
- (4) 宮城県子ども会育成連合会費 (富谷市子ども会育成連合会負担金) …130円

【年間行事計画書について】

第1回目の申込み時は必ず提出ください。
それ以降は、行事等の変更・追加があった場合にご提出ください。

旧所属子ども会で安全共済会に加入していたかの確認が必要となります。
必ず生涯学習課までご連絡ください。

富谷市内での異動があったとき

- ・所属子ども会が変わらない場合
- ・所属子ども会が変わる場合
【旧子ども会側】

富谷市外へ転出された方がいるとき



手続き不要

所属子ども会が変わる場合
【新子ども会側】
転入の手続き (ⅠまたはⅡ) と同様

Ⅰ 加入していない場合

①加入申込書1 ②加入申込書2 (①に書ききれない場合) ③加入人数×250円

転入された方がいるとき

Ⅱ 加入しており、
仙台市以外の県内からの転入の場合

①変更届

Ⅲ 加入しているが、
仙台市または他県からの転入の場合

①変更届 ②転入する人数×130円

※内訳の (4) をご負担いただきます。

(9) 医療共済金について

【もし事故が起きたら】

事故発生から 30 日以内に「全国子ども会安全共済会事故第一報告書」(様式：請求－01)

【様式集 P13】を生涯学習課まで提出 (FAX、メールで送付可能です。)

※ 提出が遅れると適用が受けられない場合がありますので、ご注意ください。

※ 行事計画書・チラシがある場合は、添付してください。

事故発生場所が往復途中である場合は、その経路図も必要となります。

※ 下記のような場合でも請求できます。

- ・ 1 回だけの通院・検査・入院
- ・ 市の子ども医療助成制度により窓口負担が発生しないとき
- ・ 熱中症など

【治癒したら】

治癒したら、60 日以内に下記書類を提出 (FAX 不可)

- ・ <医療共済金>請求書兼事故証明書 (様式：請求－11) 【様式集 P15】
- ・ 個人情報の取扱いについての同意書 (様式：請求－12) 【様式集 P17】
- ・ 医療機関からの医療費点数が記入のある領収書全て (投薬分を含む)

※ 共済金を請求する場合、共済金請求権の発生した日 (完治した日) から、60 日以内に共済金請求時に必要となる書類を提出することが必要です。

※ その他、提出が求められることがある書類

- ・ 領収書を紛失した場合：医療報告書 (様式：請求－21) 【様式集 P19】

文書料は自己負担となるので注意

- ・ 整骨院にかかった場合：柔道整復施術 (様式：請求－22) 【様式集 P20】
- ・ 後遺障害の場合：〈死亡・後遺障害共済金〉

請求書兼事故証明書 (共済様式：請求－31) 【様式集 P21】

診断書 (請求－32) 【様式集 P22】

同意書 (請求－33) 【様式集 P23】

委任状 (請求－34) 【様式集 P24】

※ 医療費の請求が遅れた場合 (治癒したのに何ヶ月も遅れてから提出の場合)

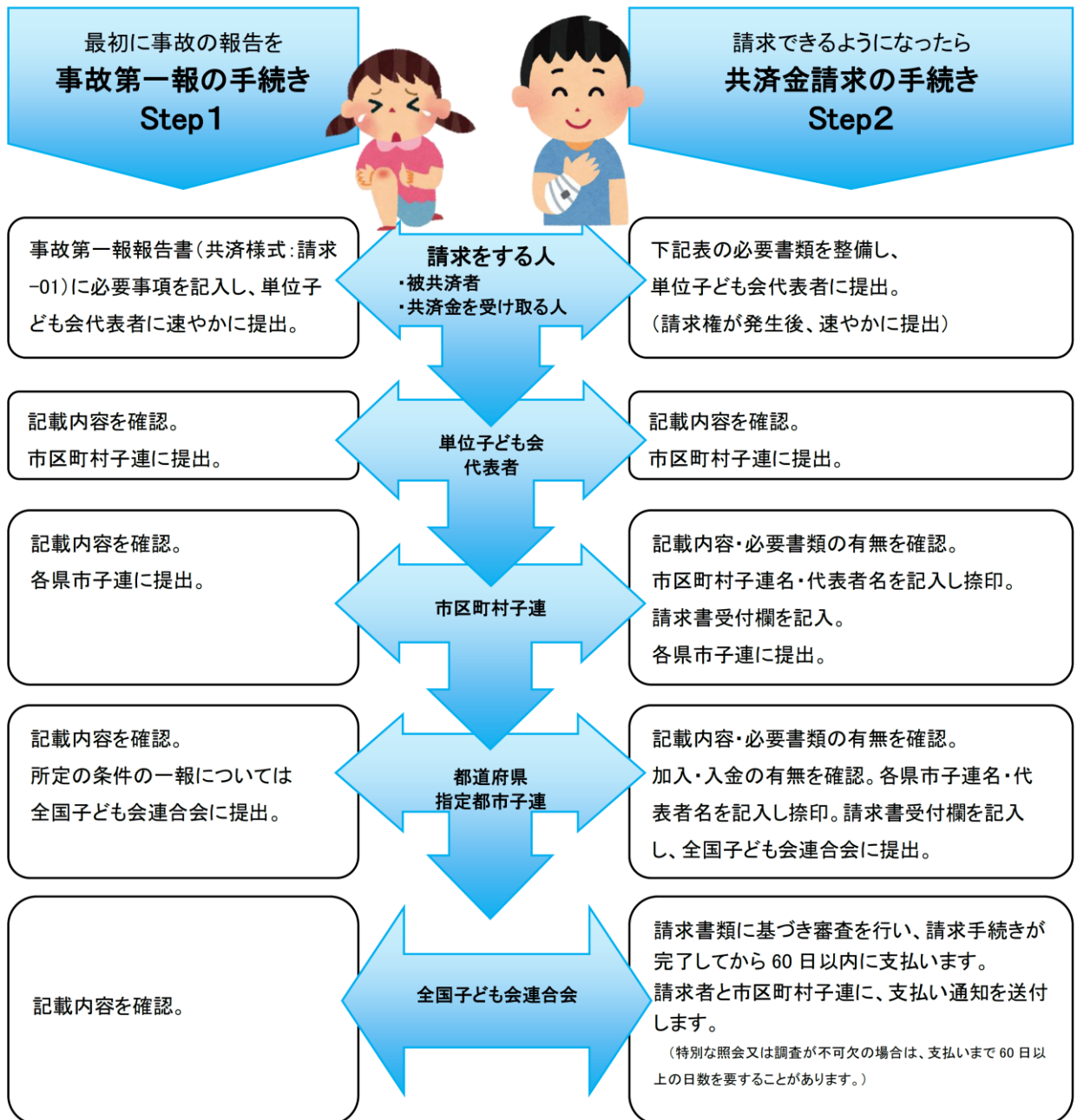
全国子ども会連合会から遅延理由書の提出を求められる場合があります。

【共済金の支払い】

共済金の支給方法について

- ・ 全国子ども会連合会において、請求書類に基づき審査
- ・ 請求手続きが完了した日から 60 日以内に支払いの可否を決定し、被共済者が指定した口座に直接支払われます。(特別な照会または調査が必要な場合を除く)

事故が起これば ～事故第一報から共済金請求の流れ～



 様式については各県市子連へお尋ねください。また全国子ども会連合会ホームページにもご用意しています。	共済金請求の必要書類	様式番号	医療共済金	後遺障害共済金	死亡共済金
	医療共済金請求書兼事故証明書	請求-11	○		
	個人情報の取扱いに関する同意書	請求-12	○	○	○
	医療費の領収書(写)又は診療明細書	-	○		
	死亡・後遺障害共済金請求書兼事故証明書	請求-31		○	○
	医師の診断書(後遺障害)	請求-32		○	
	死亡診断書又は死体検案書	-			○
	被共済者の戸籍謄本	-			○
※必要に応じて他の書類の提出をお願いすることがあります。					

診療明細書兼請求明細書

氏名 様

No.

患者番号

発行日 平成28年 11月 13日

保険診療

診療日 平成28年 11月 13日

診療科 整形外科

入院外

区分	項目名	点数	回数	金額
初・再診料	*初診 初診加算 (休日)	532	1	
画像診断	*手関節 単純X-P (ロ) デジタル撮影 撮影回数 (フィルムレス) 電子画像管理加算 4回 電子画像管理加算 (単純撮影)	335	1	
	*時間外緊急院内画像診断加算	110	1	
投薬	*調剤料 (内服、屯服)	9	1	
	*カロナール錠200 200mg 1T	1	5	
	*処方料	42	1	
	*調剤技術基本料 (その他)	8	1	
処置	*四肢ギプス包帯 (上肢、下肢 (片側)) (休)	2,160	1	
	【自己負担金額】			0

※厚生労働省が定める診療報酬や薬価等には、医療機関等が仕入れ時に負担する消費税が反映されています。

領 収 書

病院

〒985-00 市 番
電話 (022) - (代表)

患者番号	氏 名
	様

請 求 日
平成 年 月 日

受診科	入・外	領収書No.	発行日時	費用区分	負担割合	本・家
外科	外来		平成29年 3月 日 10:24	乳幼	30%	家族

保 険	初・再診料	入院料等	医学管理等	在宅医療	検査	画像診断	投薬	注射
	532点	点	210点	点	点	点	65点	点
	リハビリテーション	精神科専門療法	処置	手術	麻酔	病理診断	DPC包括	
	点	点	45点	点	点	点	点	
						公費分点数	食事療養	生活療養
						点	円	円

保険外負担	選定療養	その他課税	外来未納額	入院未納額	未納額合計	合 計	保 険	保険(食事・生活)	保険外負担
	円	円				8,520円	0円	0円	0円
	その他非課税	減免額				0円	0円	円	円
	円	円				請求額合計	0円	入金済額	0円
			入力者					今回領収額	0円

お知らせ
 ① 領収証は月に一度、確認させて頂いています。
 ② 診療予約はコールセンター 022-361-8288 へどうぞ
 電話受付時間

※未納金に今回請求額は含まれておりません
 ※領収書は、確定申告時の医療控除および高額療養の給付を受ける場合等に
 必要ですので、大切に保管してください。領収書の再発行は致しません。

※この領収書では、けがをされた本人の支払金額は0円ですが、
 医療費点数の合計が532点+210点+65点+45点=852点となり、
 医療費総額が8,520円となります。
 支払われる共済金は、医療費総額の30%となるので2,556円です。

(10) 子ども会賠償責任保険について

【子ども会賠償責任保険について】

「子ども会活動中」の過ちで、主催者以外の第三者にケガを負わせてしまったり、または物に損害を与えたことにより、「全国子ども会安全共済会」に加盟している単位子ども会、会の

指導者・育成者等の主催者が、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を保険金として支払うもの。

対象：子ども会安全共済会に加盟している単位子ども会、各団体連合組織の指導者・育成者

期間：令和3年4月1日午後4時から令和4年4月1日午後4時まで

契約内容：○施設所有（管理）者賠償責任保険（借用イベント施設損壊補償特約付帯）

身体賠償	1名につき	1億円	免責金額 なし
	1事故につき	5億円	
財物賠償	1事故につき	200万円	免責金額 1,000円

○受託者賠償責任保険（運送危険補償特約付帯）

財物補償	1事故・保険期間中につき	1,000万円	免責金額 3,000円
------	--------------	---------	-------------

※ 免責金額とは、お支払いする保険金の計算にあたって、損害の額から差し引く額をいいます。免責金額は、自己負担額となります。

保険請求：事故発生後は、直ちに生涯学習課までご連絡ください。

① 保険金を支払う・支払わないの判断は、保険会社で行います。

② 保険金の支払い

イ) 対人の場合・大規模の物損の場合・自動車の損害の場合等は、請求書を整える前に見積もり・治療明細等の資料に基づき損害額を確定するが多い。

ロ) 慰謝料について（対人・対物）

対物には、慰謝料はない。

※ 請求書に該当しそうな場合は、忘れずに写真・見積書をとっておくこと。

<例えば>

- ・レクリエーション中に窓を破損した。
- ・ボールを投げたら、通行人にあたりケガをさせた等

子ども会賠償責任保険の補償内容のご案内

〔施設所有(管理)者賠償責任保険・受託者賠償責任保険・子ども会施設賠償責任保険に関する特約+特約の一部不適用に関する特約(施設用)+借用イベント施設損壊補償特約+借用イベント施設損壊補償免責金額修正特約〕

この保険は

- ①「公益社団法人全国子ども会連合会」が保険料を負担し契約をしているものであり、主な補償内容をご案内するものです。(加入をお奨めするものではありません。)
- ②この保険は「子ども会活動中」の事故により、主催者(注1)以外の会員や第三者が死傷したり、第三者の財物に損害を与えたり、もしくは他人から預かった財物に損害を与えたことにより、「全国子ども会安全共済会」に加盟している主催団体(注2)や指導者等(安全共済会加入者に限る)(注3)が、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を保険金として支払うものです。

(注1)主催者とは、全子連および主催団体の役員、全子連または全子連に加盟した主催団体ごとの子ども会安全共済会会員名簿に記載された指導者(満20才以上の者に限ります)、育成者および仕事を委嘱された者で、主催者業務を行う者をいいます。

(注2)主催団体とは都道府県、指定都市、市区町村等の子ども会連合組織および単位子ども会をいいます。

(注3)指導者等とは全子連または全子連に加盟した主催団体ごとの子ども会安全共済会会員名簿に記載された指導者(満20才以上の者に限ります。)、育成者および仕事を委嘱されたものをいいます。

・この保険は各子ども会行事の主催者側の賠償を補償するものであり、主催者側でない、ただ行事に参加しているだけの会員の賠償を補償するものではありません
・主催者業務を行う者が主催者となるため、行事ごとに主催者は変わります。

お支払いする保険金の種類

損害賠償金

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額
ただし、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得するものがある場合は、その価額を差し引くものとします。

争訟費用

損害賠償に関する争訟について、被保険者が引受保険会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用

権利保全行使費用

対人・対物事故が発生した場合に、他人に対する権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用

緊急措置費用

対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任がないことが判明したときに、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ引受保険会社の書面による同意を得て支出した費用

協力費用

引受保険会社が損害賠償請求権者からの損害賠償請求の解決に当たる場合に、その遂行について被保険者が引受保険会社に協力するために要した費用

損害防止費用

対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために要した必要または有益であった費用

保険金をお支払いできない場合

※この保険は法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害をお支払いするものです。そのため、法律上の損害賠償責任が発生しない場合は対象外となります。

(例)スポーツ活動中に競技者同士が起こした事故(正当な競技規則に従って行為していた場合)や闘争行為(喧嘩)により発生した事故は法律上の損害賠償責任が発生しないため対象外となるのが一般的です。

(その他のお支払いできない主な場合)

- ①保険契約者または被保険者の故意による事故の損害賠償責任
- ②子ども会活動に参加するまでの往復中の事故の損害賠償責任
- ③被保険者と他人との間に損害賠償についての特別な約定がある場合、その約定により加重された損害賠償責任
- ④全子連および主催団体の役員ならびに指導者等が、自らが主催者として参加する子ども会活動によって被った身体の障害または財物の損壊に対する損害賠償責任
- ⑤子ども会活動に参加している子どもの行為により全子連および主催団体の役員ならびに指導者等が被った身体障害に対する損害賠償責任。
ただし、満20才未満で、かつ未婚者が被った身体の障害に起因する損害を除きます。
- ⑥全子連および主催団体が所有、使用または管理する財物の損壊に対する損害賠償責任
- ⑦被保険者が販売または提供した商品・飲食物などに起因する損害賠償責任
- ⑧自動車、航空機、昇降機(小荷物専用昇降機を除きます。)、施設外における船・車両の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任 など

■取扱代理店

株式会社保険代行政
〒141-0031
東京都品川区西五反田3-7-14 三信ビル9F
TEL:03-6631-4366 FAX:03-6631-4367

■引受保険会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 広域法人開発部 営業第二課
〒103-8250
東京都中央区日本橋3-5-19
TEL:03-5202-6605 FAX:03-5202-6669

子ども会賠償責任保険の補償内容のご案内

〔施設所有(管理)者賠償責任保険・受託者賠償責任保険・子ども会施設賠償責任保険に関する特約+特約の一部不適用に関する特約(施設用)+借用イベント施設損壊補償特約+借用イベント施設損壊補償免責金額修正特約〕

■保険期間(ご契約期間) 令和2年4月1日午後4時から令和3年4月1日午後4時まで

■保険金額(ご契約金額) お支払い限度額は以下のとおりです。

◆施設所有(管理)者賠償責任保険(借用イベント施設損壊補償特約+借用イベント施設損壊補償免責金額修正特約セット)

身体障害	1名につき	1億円	免責金額 なし	財物損壊	1事故 につき	200万円	免責金額 1,000円
	1事故につき	5億円					

借用イベント 施設損壊補償特約

他人から賃借する建物およびその建物と同時に賃借した什(じゅう)器備品の不測かつ突発的な偶然な事故による損壊について負担する法律上の損害賠償責任を補償します。

建物と同時に賃借した什器備品が補償対象になります。

- ・公民館(建物)を借りたと同時に公民館に備え付けのマイクを借用して使用中に壊してしまった
- ・体育館(建物)を借りたと同時に体育館に備え付けのバレーボールネットを借用して使用中に壊してしまった

施設所有(管理)者賠償責任保険の「借用イベント施設損壊補償特約」でのお支払いとなりますので1事故につき免責金額1,000円が適用されます。

◆受託者賠償責任保険(運送危険補償特約セット)

財物損壊	1事故・ 保険期間中 につき	1,000万円	免責金額 3,000円
------	----------------------	---------	----------------

【運送危険補償特約】

受託物(レンタル品を含む)を保管施設外において運送している間(積込みもしくは積卸し作業または積卸し後の荷役作業を含みます)の受託物の破損に起因する損害賠償責任を補償します。

外部から賃借したモノ(建物と同時に賃借したわけではないモノ)について
運送中も含めて補償対象になります。

- ・運動会時に借りたテントを壊してしまった
 - ・お祭り開催時に借りた山車を壊してしまった
 - ・廃品回収時に借りたリヤカーを壊してしまった
- ※借用した自動車は補償の対象外です。

いずれも「建物と同時に賃借したモノ」ではないため、受託者賠償責任保険でのお支払いとなります。

1事故につき免責金額3,000円が適用されます。(財物損壊)

また全子連全体で保険期間中1,000万円がお支払いの限度額となります。

※過失割合に応じ保険金をお支払いします。またこの保険には、被保険者に代わって事故の相手(被害者)と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。

(注)免責金額とは、お支払いする保険金の計算にあたって損害の額から差し引く額をいいます。(被保険者の自己負担となります。)

このチラシは概要を説明したものです。詳しくは施設所有(管理)者賠償責任保険および受託者賠償責任保険パンフレット、「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」、「普通保険約款・特別約款・特約集」をご用意していますので、ご希望の方は取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

■取扱代理店

株式会社保険代付社
〒141-0031
東京都品川区西五反田3-7-14 三信ビル9F
TEL:03-6631-4366 FAX:03-6631-4367

■引受保険会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 広域法人開発部 営業第二課
〒103-8250
東京都中央区日本橋3-5-19
TEL:03-5202-6605 FAX:03-5202-6669 (2019年11月承認)B19-103139

<子ども会賠償責任保険に関するご質問&ご説明>

子ども会損害賠償責任保険について、支払対象判断を中心に、特に多いご質問と、それに対するご説明を記載いたします。
このご説明は、約款(特約)を中心としたご説明(過去の事例を含む)となります。

子ども会賠償責任保険で請求対象となる事故は、
◎子ども会の行事中である
◎”子ども会として”被害者から法律上の損害賠償を求められる事故である
◎被害者から求償(修理要求等)がある
以上の場合が請求対象の基本となります。

2019年2月
(公社)全国子ども会連合会

項番	分類	ご質問内容	ご説明	・参照 HP「子ども会賠償責任保険の補償内容のご案内」 ・留意点
1. こんな場合、対象になるの？				
1	対象判断 (行事以外)	子ども会行事へ参加するため自転車で行中、誤って他人にぶつかりケガをさせた。支払えるか？	子ども会の賠償責任保険は、行事中のみが対象です。集合場所と自宅の往復途中は対象外です。	その他のお支払いできない場合②
2	対象判断 (役員・指導者)	ソフトボールの監督が学校のグラウンドの端に自家用車を停めていた。ソフトボール活動中、偶然ボールが自家用車の方向へ飛んでボンネットに当たりへこんだ。その修理代は出るか？	行事中における役員・指導者等(同居の親族を含む。別居の親族は含まない)の身体傷害・財物損害は対象外です。	その他のお支払いできない場合④

2019年2月
(公社)全国子ども会連合会

項番	分類	ご質問内容	ご説明	・参照 HP「子ども会賠償責任保険の補償内容のご案内」 ・留意点
3	対象判断 (借用物)	子ども会行事のために、子ども会とは関係ない方から「かき氷器」を借りたが、操作を誤って壊してしまった。補償はあるか？	平成30年度から追加契約した「受託者賠償責任保険(運送危険補償特約付帯)」の対象となります。祭り開催時に外部から借りた山車、廃品回収時に外部から借りたりヤカー、運動会開催時にレンタル業者から借りたテント等も対象となります。但し、自動車は対象外となります。 (1事故につき免責金額3,000円で、全子連全体で年間累積1,000万円が支払い限度額です。)	・受託者賠償保険を適用 ・借用していることが証明できる書類が必要
4	対象判断 (借用物)	学校のグラウンドを借りて行事(ソフトボール、祭り等)を行っていた際、学校からグラウンドと同時に借用したもの(ソフトボールの際に借りたネットやベース、炊飯行事等で借りた家庭科室の炊飯器等)は対象となるか？	・質問例は学校のグラウンドを借用して行事を開催しており、行事で借用する建物と同時に賃借するものであるため平成30年度から追加付保した「借用イベント施設損壊補償特約」の対象となります。 (1事故につき免責金額1,000円。1事故につき200万円限度) ・行事で借用する建物と同時に賃借するもの以外は、「受託者賠償保険」が適用されます。 (1事故につき免責金額3,000円で、全子連全体で年間累積1,000万円が支払い限度額です。)	・借用イベント施設損壊補償特約を適用 ・借用していることが証明できる書類が必要
5	対象判断 (販売・提供品)	お祭り等で子ども会が屋台で提供した食品によって食中毒が発生した場合、対象となるか？	子ども会が販売又は提供した商品・飲食物に起因する損害賠償責任は対象外です。	その他のお支払いできない場合⑦
6	対象判断 (自動車賠償)	子ども会行事(廃品回収)のために好意で車を借用し、その廃品回収のため運転中、誤って第三者の車をこわした。対象となるか？	借用自動車に限らず、自動車の運行管理に起因する損害賠償(対人・対物)は、その車についている保険(自賠責保険、自動車保険)により補償することになり、子ども会の賠償責任保険では対象外となります。	その他のお支払いできない場合⑧
7	対象判断 (競技中・競技中以外)	ソフトボールの練習で、打球がピッチャーの顔面に当たり、メガネが壊れてしまった。支払えるか？ また、スポーツ競技中以外でメガネが壊れた場合は対象か？	・ソフトボールに限らず、また試合中・練習中に限らず、正当な競技規則に従った行為では損害賠償そのものが発生しません。メガネ以外の他の財物、相手のケガも同様です。また、観客についても競技参加者とみなされ、同様に損害賠償が発生しません。 ・なお、スポーツ競技中以外の場合は、事故の状況により対象か否かを確認することになります。	・「保険金をお支払いできない場合」をご確認下さい。 ・法律上の賠償責任保険が発生しないため、支払対象外となります。

項番	分類	ご質問内容	ご説明	・参照 HP「子ども会賠償責任保険の補償内容のご案内」 ・留意点
8	対象判断 (車両)	行事(サイクリング等)中に、運転していた自転車が他人に接触しケガを負わせた。請求は可能か？	自動車事故と同じように、過失割合の判断に基づき、過失部分のお支払いが対象となります。	
9	対象判断 (子ども同士)	子ども会活動にて待機中、子ども同士がふざけあっていて途中から蹴り合い等の喧嘩に発展し、一方にケガを負わせた。請求はできるか？	子供同士でふざけていたのであれば、たんなるケンカであり、子ども会の管理責任はないため対象外です。	保険金をお支払いできない場合をご確認下さい
10	対象判断 (他子ども会)	子ども会活動中、たまたま隣で別の子ども会が行事をしていて、別の子ども会の子どもにケガをさせてしまい、子ども会に損害賠償を求められた。対象となるか？	同一直行事でなければ、他の子ども会は第三者とみなすことができますので対象となります。	

2. 他に保険(共済)がついているけど..

11	他社確認 (他保険)	子ども会の賠償責任保険以外に、賠償責任保険のついた他の保険(スポーツ安全保険、コープ共済 等)にも加入している場合、どのようにすればよいのか？	・子ども会賠償責任保険事故報告《第一報》加入者(甲)欄「他の賠償責任保険加入有無」欄に記入。知りうる範囲で他保険分を報告してください。子ども会の担当保険会社から、他保険の詳細情報(連絡先等)を照会される場合もあります。 ・支払対象と判断された場合、どちらの保険を使うかご判断いただくことがあります。また、保険の種類によっては、どちらかを代表として支払い、後に保険会社が他社に按分額の求償をします。 ・なお、子ども会賠償責任保険・他保険をあわせても、損害賠償額を超えることはできません(請求関係書類として“領収書の原本”の提出をご依頼しています)。	
----	---------------	---	--	--

項番	分類	ご質問内容	ご説明	・参照 HP「子ども会賠償責任保険の補償内容のご案内」 ・留意点
----	----	-------	-----	--

3. 結局いくら払われるの？

12	損害額 & 支払保険金	保険会社から、子ども会が100%有責(支払対象)との判断が出た。最終的にいくら保険金が出るのか？	提出された書類等により、保険会社で決めることとなります。まず、「損害額」を確定させます。 ・修理対応が可能な場合は、修理見積の妥当な修理金額が「損害額」となります。 ・修理が不可能なもの、又は全損と認められる場合は、購入年月と購入額から時価額を算定し「損害額」とします。 【計算式】 「損害額」×支払割合(例では100%)－免責額(自己負担額)＝支払額(保険金) 【子ども会損害賠償責任保険の免責額(子ども会の自己負担額)】 ・対物の場合：1,000円(外部からの借用物は3,000円) ・対人の場合：0円/1事故	
----	-------------	--	---	--

なお、以下の点にご留意願います

<被害者に対して>

事故が発生し、損害を与えたと思われる場合は、当然ですが、被害者に対し誠意をもってご対応して下さい

<保険利用に際して>

請求できる可能性がある場合は、まず子ども会賠償責任保険事故報告書《第一報》を市区町村子連等の窓口へご提出ください(用紙は全子連のホームページに掲載してあります)。

その後、都道府県子連(指定都市子連)・全子連を通して保険会社へ報告されます。

あわせて、(物損の場合は)写真・見積書のご準備をお願いします(ご提出時期は別途ご連絡いたします)。

※ご注意：全国の保険会社の窓口では、子ども会賠償責任保険の事故の受付・照会はおこなっていません。

支払可否は、送付いただいた事故報告書等に基づき保険会社が判断します

子ども会加入のお知らせ方法（提案）

【提案1】関係機関と協力し、お知らせする方法。

方法1：チラシを作成し、町内会に依頼して回覧板と一緒にまわしてもらう。

方法2：町内会の会報に掲載してもらう。

方法3：チラシを作成し、学校等へ依頼して配布してもらう。

【提案2】市民課に申請し、住民基本台帳を閲覧のうえ、各家庭にお知らせする方法。

①市民課及び出張所窓口にて「住民基本台帳の一部の写しの閲覧申請書」をご記入いただき、町内会長印を押印の上、お申し込みください。

※ 提出に行く方は、子ども会育成会会長でも代理の方でも構いません。委任状も不要です。

※ 申請当日に閲覧することはできません。申請から閲覧まで1週間程度かかりますので、余裕を持って申請してください。

<手続きの流れ>

申請書提出



閲覧当日

市民課または各出張所へ提出

- ・ 申請書（町内会長印を押印の上提出）
- ・ 窓口に来られた方の本人確認書類（運転免許証等）
- ・ 閲覧希望日をお申し出ください。



市民課または出張所へ来庁

- ・ 窓口に来られた方の本人確認書類（運転免許証等）

※名簿はコピーや写真撮影等ができないため、書き写してください。

<注意事項>

近年名簿等によるトラブル等が多く発生していることを鑑み、できるだけ【提案1】によるお知らせをおすすめします。

【提案2】を利用される場合は、子ども会育成会会長が責任を持って適正に個人情報管理を行うようお願いいたします。

3. ジュニア・リーダー派遣要請について

富谷市子ども会育成連合会では、例年、子ども会事業の活性化のため、富谷市ジュニア・リーダーの派遣を行っていますが、現在、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、各単位子ども会への派遣を停止しております。

また、ジュニア・リーダー派遣の受入の再開については未定となっております。

なお、再開した際には各単位子ども会に通知をさせていただきますので、御理解と御協力をお願いいたします。

(1) 派遣要請方法

- ① ジュニア・リーダーの派遣を要請する場合は、『ジュニア・リーダー派遣要請書』に必要事項を記入の上、提出願います。様式は、市のHPからダウンロードすることができます。
- ② ジュニア・リーダーに何をして欲しいのかが書いてあると、ジュニア・リーダーも動きやすくなります。
- ③ ジュニア・リーダーから要請者へ電話連絡をいたしますのでよろしくお願いします。
※ ただし、ジュニア・リーダーは、学生（中学生・高校生）ですので、学校行事等がある場合には、派遣要請にお応えできない場合もあることをご了承願います。

(2) 派遣要請書提出先

市内各公民館及び生涯学習課で受け付けます。

(3) 派遣要請書提出期日

事業実施日の約1ヶ月前まで、提出願います。

(4) ジュニア・リーダーの活用方法

ジュニア・リーダーは、定例会や研修会等を通じて、子どもたちとの接し方やゲーム、ダンス等について、日頃勉強しています。

そのジュニア・リーダーの活用方法には、次のような例があげられます。

- 《例》○ レクリエーションダンスの指導者として
○ レクリエーションゲームの指導者として
○ 集団行動をする上での班のリーダーとして
○ 育成者（大人）の指導補助として

※ 行事にあたっては任せきりにせず、適切な支援をお願いいたします。

ジュニア・リーダー派遣の流れ

子ども会から派遣要請

(実施日の約1ヶ月前)

生涯学習課

派遣要請書を受理後、子ども会担当JLへ
電話及び、文書を送付します。

担当JL

- ・期日を決めて出欠を取りまとめます。
- ・派遣の可否を協議(原則2週間前まで)

派遣を受けるとき

- ・担当JLから子ども会に受ける旨を連絡。
- ・打ち合わせの有無、日程、プログラム等の協議・確認

派遣を断るとき

- ・生涯学習課から要請のあった
子ども会へ断りの連絡をします。

本番

※ ジュニア・リーダーは、学業や部活動などの時間を調整しながら活動しています。場合によっては、要請に応じることができないこともありますので、ご了承下さい。

ジュニア・リーダー派遣要請書

記入例

事業実施日の約1ヶ月前まで、お近くの公民館または生涯学習課へ提出してください。

要請を希望する団体	団体名 ○○○○子ども会育成会		
年齢構成	7歳～12歳（小1～小6）	人数	50人
連絡先氏名	○ ○ ○ ○	電話番号	358-5400
		ファックス	358-9159
（ジュニア・リーダーからの連絡可能な時間： 15：00以降 ）			

要請内容	日時	令和2年7月14日（日） 9時00分～12時00分
	場所	富谷スポーツセンター
ジュニア・リーダー要請希望人数		2～3 人
行事名 子ども会 レクリエーション		
内容（ジュニア・リーダーに依頼したい活動内容） ※ 子ども会活動の支援ボランティアです。子ども会行事を請け負うものではありません。 子ども達とゲーム等をお願いいたします。		
要請団体とジュニア・リーダーとの事前打ち合わせ		
希望日時	場所	
6月23日（土）	富谷武道館	

※ ジュニア・リーダーの現地までの交通手段（いずれかに○）	
場所・日程・人数によっては、送迎をお願いします。	
1	要請団体で送迎 ⇒ ＊集合場所[] ＊集合時間[]
②	現地集合
3	その他 []

※お願い

- ・ジュニア・リーダーは、学業や部活動などの時間を調整しながら、ボランティアとして頑張っている中学生・高校生なので、ジュニア・リーダーの予定によっては、要請に応じることができない場合がありますので、ご了承ください。（決定次第、早めに連絡いたします。）
- ・ジュニア・リーダーも子どもです。任せきりにせず、適切な支援をお願いいたします。また、次の活動への励みにもなりますので、ぜひ労いの一言などお声掛けもお願いします。
- ・報酬は一切いただきませんが、派遣時間等によって昼食が必要な場合には、用意していただくと助かります。

◎生涯学習課（富谷市総合運動公園内） TEL 358-5400 FAX 358-9159

富谷市ジュニア・リーダーサークル「ありんこ」について

(1) ジュニア・リーダーとは

市町村の子ども会育成連合会に所属し、子ども会活動及び地域社会の振興を図るため、子ども会活動の支援及び地域活動などのボランティア活動を行っている、中学生・高校生の年少リーダーです。

(2) ジュニア・リーダーについて

ジュニア・リーダーは、各子ども会の指導者や育成者（子ども会会長）の補助的機能を果たすもの（お手伝い）ではなく、独自の指導的役割をもって、子ども会活動を導くものです。

また、子ども会所属の児童と年齢も近く、子ども達にとっても親しみやすい存在であり、子ども会活動の活性化に大きく貢献する存在であります。

ジュニア・リーダーの育成は、子ども会育成と切り離すことのできない重要なものです。

～主な役割～

- ① 仲間作りのよき理解者として、その推進に当たるとともに、自らの成長を図ること。
- ② 班活動の具体的、実践的な指導に当たり、会員の積極的参加を促進すること。
- ③ 集団指導者の指導のもとに、会長・班長などの役員の活動を援助すること。

(3) 富谷市ジュニア・リーダー『ありんこ』について

富谷市ジュニア・リーダー「ありんこ」は、昭和52年に結成され、子ども会活動のお手伝いやその他のボランティア活動に積極的に取り組んでいる中学生・高校生のサークルで、令和2年度の会員数は、29名（中学生12名、高校生17名）です。

主な活動は、子ども会行事への派遣、生涯学習課事業へのスタッフとしての協力、市内各種イベント・行事への派遣等です。

また、毎月定例会を開いて、活動についての話し合いや活動に役立つ実技の練習も行っています。

ジュニア・リーダー「ありんこ」は、「一人一人が自覚を持ち、積極的に活動をしていこう」をテーマに取り組んでいます。



ジュニアリーダーの活動

子ども会 編



リイです。

ジュニアリーダーが
子ども会でやるゲームは
大きく分けて3つあります。

アイスブレーキング
緊張をほぐすための
簡単なゲームです。
例：太郎さん
：方向音痴

ハンドゲーム
主に座ってみる。
手を使ったゲームです。
例：3匹の魚
：インディアンのおじさん

大きいゲーム
体を動かしたり、走るゲームです。
動くゲーム 走るゲーム
例：木とリス 例：電子レンジ
：しんげるま :ねずみとねこ

実際の子ども会での活動の流れ

例：J.Lで1時間ゲーム

プログラム	時間
アイスブレーキング (太郎さん)	5分
大きいゲーム (木とリス)	15分
休けい	5分
ハンドゲーム (3匹の魚)	10分
大きいゲーム (ねずみとねこ)	20分
ハンドゲーム (インディアンのおじさん)	5分

例：ビンゴ大会の司会(時間
+残った時間J.Lでゲーム

プログラム	時間
アイスブレーキング (方向音痴)	5分
ビンゴ大会	35分
休けい	5分
大きいゲーム (しんげるま)	15分

この様に
プログラムを決めて
活動しています！



令和3年度 子 ど も 会 育 成 会 一 覧 表 (R3.1.31時点)

No.	子ども会育成会名	No.	子ども会育成会名
1	町上ひまわり子ども会育成会	35	あけの平二丁目ひまわり子ども会育成会
2	二ノ関子ども会育成会	36	あけの平レインボー子ども会育成会
3	三ノ関子ども会育成会	37	大清水子ども会育成会
4	志戸田子ども会育成会	38	大清水東子ども会育成会
5	穀田子ども会育成会	39	日吉台一丁目はつらつ子ども会育成会
6	大童子子ども会育成会	40	日吉台三丁目子ども会育成会
7	今泉子ども会育成会	41	杜乃橋子ども会育成会
8	大亀子ども会育成会	42	日吉台2丁目子ども会育成会
9	石積子ども会育成会	43	成田第一ゆり子ども会育成会
10	明石子ども会育成会	44	成田第四こすもす子ども会育成会
11	西成田子ども会育成会	45	成田第六たんぽぽ子ども会育成会
12	太子堂子ども会育成会	46	成田第七ちゅーりっぷ子ども会育成会
13	ひより台一丁目子ども会育成会	47	なのはな子ども会育成会
14	ひより台二丁目子ども会育成会	48	成田クローバー子ども会育成会
15	さくら第1子ども会育成会	49	いちご子ども会育成会
16	さくら第2子ども会育成会	50	ブルーベリー子ども会育成会
17	さくら第3子ども会育成会	51	成田マーガレット子ども会育成会
18	富ヶ丘南部子ども会育成会	52	成田五丁目すずらん子ども会育成会
19	富ヶ丘北部子ども会育成会		
20	鷹乃杜なかよし子ども会育成会		
21	上桜木子ども会育成会		
22	東向陽台一丁目ひばり子ども会育成会		
23	東向陽台二丁目子ども会育成会		
24	東向陽台三丁目さんさん子ども会育成会		
25	サニーハイツ子ども会育成会		
26	明石台一丁目ひまわり子ども会育成会		
27	明石台二丁目風の子子ども会育成会		
28	明石台三・四丁目スピリッツ子ども会育成会		
29	明石台五丁目明るい子ども会育成会		
30	明石台六丁目スマイル子ども会育成会		
31	明石台七丁目レインボー子ども会育成会		
32	熊谷子ども会育成会		
33	とちの木子ども会育成会		
34	あけの平なのはな子ども会育成会		